

学校いじめ防止基本方針



令和8年1月
四日市市立三重小学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていける取り組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

併せて、「いじめが起こった場合のフロー図」や「三重小学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断する。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校は、いじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能である。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校づくりを行っています。

(1) 「授業づくり」においては、

- ① 学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」
ペア学習やグループ学習を活用した「学び合い」を行い、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進しています。

(2) 「集団づくり」においては、

- ① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」
大池中学校区学びの一体化の取組みの一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることでできる規範意識の共通認識を図っています。
- ② 良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活でき、居心地のよい場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。

また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む異年齢交流を行うとともに、児童の主体的な活動を重要な取組みとして位置づけ、児童が中心となって、いじめを許さない学校環境づくりを推進します。

2 いじめ防止啓発

- (1) 「『いじめ』に関する指導の手引」を有効活用しています。
 - ① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。
 - ② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。
- (2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚（学校関係者編）」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。
- (3) いじめに関するリーフレット等を活用し、保護者と学校がともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 国立教育政策研究所作成「いじめのない学校づくり」「いじめと暴力」「学校と警察等との連携」「いじめの認知件数」等を有効活用します。
- (5) 児童会の啓発活動の一環として、又は図画工作やの授業の道徳的な教材として、「人権擁護啓発ポスター」や「いじめ防止啓発ポスター」等を作成するなど、全校で意識の高揚を図ります。4月、11月を「いじめ防止啓発月間」とします。また、いじめ防止啓発のぼり旗・ピンクリボン運動等による啓発を行います。
- (6) 各種相談機関を周知します。
 - ・いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）
 - ・いじめ相談メール（y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp）
 - ・発達障害、不登校に関する相談電話（059-354-8285）（教育委員会）
 - ・青少年とその家庭の悩み相談電話（059-352-4188）（こども未来部青少年育成室）
 - ・人権に関する相談電話（059-354-8610）（人権センター）
 - ・被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）（北勢少年サポートセンター）
 - ・児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）（北勢児童相談所）
 - ・文部科学省24時間こどもSOSダイヤル（0570-0-78310）（全国共通ダイヤル）

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って

行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

日常的な取組み

0 次対応
の強化

- (1) ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、日記、作文、生活記録ノート、班ノート等、**心の天気**も活用しています。
- ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
- ③ 管理職や教職員が校内を巡回して見守っています。

(2) 児童に対する定期的な調査を実施し、児童一人ひとりの状況及びいじめの状況を把握しています。

- ① 毎学期に1回以上の「いじめ調査」を実施します。
- ② 「学級満足度調査（Q-U調査）」を実施します。

(3) 教育相談を実施しています。

- ① 「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
- ② 「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。いじめの認知件数がなかった場合は、当該事実を児童や保護者に公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか、確認します。

③ SNS 相談アプリ「シャボテン」を活用し、相談体制の充実を図ります。

(4) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、**いじめを受けた**児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、**いじめを行った**児童のケアも行います。

(5) 緊急な**いじめを受けた**児童の心のケアに対しては、**心理士の資格を有する専門家の派遣を教育委員会に依頼**します。

(6) 学校だけで解決が難しい対応に対しては**スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー**等の専門家の派遣を**教育委員会に依頼**します。

(7) **児童がいじめについての理解を深め、いじめをなくすためにどのような行動をとるべきかについて、スクールロイヤー等によるいじめ予防授業を行います。**

(8) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。

- ① 小学校低・中・高学年用のデジタル教材「いじめ未然防止に関する啓発動画：文部科学省/mextchannel」や「人権啓発コンテンツ～いじめに関する動画～：法務省/MOJchannel」, 「いじめをノックアウト：NHK for school」などを道徳・社会科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。
- ② 教職員が「メディアリテラシー」の研修会に参加します。
- ③ 保護者に対して「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者啓発活動を実施します。

(9) いじめに関する通報及び相談を受けた者は、通報または相談を行った者への個人情報適切に保護します。また迅速に事案に対応するため、必要に応じて、関係機関等で情報共有を行います。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、原則としてその日のうちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) いじめを受けた児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) いじめを受けた児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) いじめを行った児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながるることについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 上記の対応について、教職員全員の共通理解を図り、保護者の協力のもと、関係機関・専門機関と連携して取り組む。スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・スクールロイヤー（SL）などの専門家と連携し「チーム学校」として、組織的に対応します。
- (8) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (9) いじめに係る行為が止んで、少なくとも3か月以上継続していること、及び、いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、確認の上、いじめの解消とします。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

(1)「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

- ① 構成員は、管理職、生徒指導部長、教育相談担当、各学年代表（生徒指導部員）、養護教諭、スクールカウンセラー等です。
- ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。
- ③ いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。
- ④ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
- ⑤ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。

(2)「生徒指導委員会」を行っています。

- ① 構成員は、管理職、生徒指導部長、校内特別支援教育コーディネーター、各学年代表（生徒指導部員）、養護教諭、スクールカウンセラー等です。
- ② 学校等で発生する様々な問題行動に関する事項について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) P T A及びみえ委員会と協働しています。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価を計画的に行い、児童生徒や保護者、関係機関などの意見や評価を十分に取り入れて、学校運営の改善に取り組んでいます。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめを許さない、させない教育をお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、

心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育み、日頃からいじめについての悩みがあったり、周りでいじめを発見したりした場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との連携に努めるとともに、協働していじめを許さない環境づくりに取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。
- (4) 児童がスマートフォン等デジタル端末を使用する場合は、保護者が責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行ってください。

2 児童として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめを許さない学校にしていきましょう。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談するなど、いじめを許さない立場に立ち、行動しましょう。
- (3) いじめは絶対に許さない、なくしていこうとする態度を育み、勇気をもっていじめに立ち向かう仲間をつくっていきましょう。

(3)自分だけでなく、周りの人を大切に
し、さまざまな場面で具体的な態度や
行動に表すことができるようにしましょう。
(教育委員会基本方針より)

第4章 関係機関との連携

〇いじめに関わる主な機関との連携

(1)市関係課との連携した取り組みの実施

- ① 人権センター
- ② 市民生活課多文化共生推進室
- ③ 男女共同参画課
- ④ こども家庭センター
- ⑤こども未来課青少年育成室

(2)学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）

- ① 学校関係者と警察関係者による連絡会議を開催
- ② 各警察署（四日市南・北・西警察署）関係課及び北勢少年サポートセンターとの定期的な情報交換の実施

(3)いじめに関わる他機関との定期的な情報交換の実施

- ① 北勢児童相談所
- ② 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会
- ③ 四日市市PTA連絡協議会

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告し、保護者と連携を図りながら、適切な調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。